

令和5年災の災害復旧工事等に係る
工事の現場代理人兼務要件緩和について

令和5年7月
山口県土木建築部

令和5年6月30日からの豪雨により発生した災害復旧工事等を効率的かつ迅速に執行するため、「1 対象工事」を含む場合において、現場代理人の兼務要件を緩和します。

1 対象工事

宇部土木建築事務所および下関土木建築事務所管内において、令和5年7月20日から令和5年12月末日までに入札公告又は指名通知を行う令和5年災の災害復旧工事及び災害関連工事

2 緩和内容

4,000万円未満^{*}の工事について、対象工事を含む場合は、同一の現場代理人が5件まで兼務できることとする。

		対象工事を含む	現行
現場代理人	4,000万円未満 [*] 工事の兼務要件	以下の要件をすべて満たす場合 a 5件以内 b 各4,000万円未満 [*] c 他発注機関兼務了承 d 連絡体制確保 e 兼務するいずれかの工事現場に常駐	以下の要件をすべて満たす場合 a 3件以内 b 各4,000万円未満 [*] c 他発注機関兼務了承 d 連絡体制確保 e 兼務するいずれかの工事現場に常駐